

○不破消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

昭和43年5月1日条例第18号

改正

昭和49年4月1日条例第3号

昭和51年3月22日条例第7号

昭和53年3月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。

(消防本部及び消防署の設置)

第2条 垂井町、関ヶ原町の消防事務を処理するため、次の機関を置く。

1 消防本部

2 消防署

(消防本部の位置及び名称)

第3条 消防本部は、不破郡垂井町2466番地の2に置き、この名称は「不破消防組合消防本部」という。

(消防署の位置、名称及び管轄区域)

第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区
東消防署	不破郡垂井町2466番地の2	不破郡垂井町
西消防署	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2566番地の1	不破郡関ヶ原町

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第3号)

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

